

とちぎ県庁クラウド利活用方針

～ 目的志向で、新たな価値を創造する ～

令和7(2025)年3月 栃木県

(経営管理部 行政改革ICT推進課)

はじめに

目的

この方針は、本県においてクラウドを当然の選択肢として活用していくに当たり、職員が、クラウドについての理解を深め、クラウドを安全かつ適切に利用することができるようにすること、及び業務システムの新規構築や更改、ICTツールの利用等の検討に際し、目的志向により、利用者（住民、関係者及び職員）にとって、本県全体にとって、最適な形態を選択することができるようにすることを目的としています。

対象

全ての職員 ▶ 一読し、本方針を念頭に置いて業務を遂行し、上記の【目的】に記載する検討者の立場に立った際に、再読・参照してください。
システム等担当者 ▶ 上記【目的】を踏まえ、検討、及び最適な形態の選択の判断の参考にしてください。

※ なお、技術的な内容（特に、基本方針 3 クラウド・スマート の技術的な手法）については、その具体の理解を職員に求めるものではなく、開発（構築）・運用事業者とも認識を共有し、目的達成に向けてクラウドの価値（メリット）を享受するための開発（構築）・運用を行うことを想定しています。

背景

地方公共団体がクラウドサービスを利用することを前提とした動きが進んでいます。

- ・ DXの潮流の中、行政機関向けにも様々なICTツールが開発、紹介されるようになり、それらの多くがクラウドサービスの利用を前提としています。また、従来、オンプレミス（システムの物理機器等を庁内に設置し、運用する形態）を当然の前提としていた業務システムの構築・更改に際し、システム事業者等から、クラウドサービスを利用して構築・運用することを提案される機会が増加しています。
- ・ 国においては、政府情報システムについて、クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行うこととしており、地方公共団体も利用できるガバメントクラウド環境を構築しているほか、国と地方公共団体が共通して利用できる業務用のクラウド版ソフトウェアサービス（SaaS）の利用を推進することとしています。

変化への対応と見直し

クラウドサービスの進展や社会における利用の広がりに応じたスケールメリットの向上等による様々なメリットの拡大、並びにゼロトラストネットワークの採用の可能性を含む今後の本県のネットワーク、システム等の環境の変化に伴う自由度の拡大、制限内容等の変化により、この方針で示した内容が変化することは当然のことと想定しています。今後も様々な状況の変化に目を向け、柔軟に対応していくため、必要に応じ、この方針を見直します。

目次

はじめに	2
------	---

クラウド利活用の近未来予想図	4
----------------	---

1 方針の全体像 ～ 真髄・理念・基本方針・検討の優先度 ～	5
--------------------------------	---

真髄 <i>Essence</i>	6
-------------------	---

理念 <i>Philosophy</i>	7
----------------------	---

基本方針 <i>Basic Policy</i>	8
--------------------------	---

検討の優先度 <i>Priority</i>	9
------------------------	---

2 クラウド利活用の前提 ～ 職員が持つべき共通理解 ～	10
------------------------------	----

クラウドの価値(メリット) ▶ 本県における価値(メリット)	11
--------------------------------	----

クラウドコンピューティングの実装モデル	12
---------------------	----

クラウドのサービスモデル	13
--------------	----

責任共有モデル	14
---------	----

栃木県共同利用型基盤 = プライベートクラウド(IaaS)	15
-------------------------------	----

3 基本方針 <i>Basic Policy</i> 考え方 と 留意点	16
--------------------------------------	----

セレクト・クラウド	17
-----------	----

SaaS・ファースト	18
------------	----

クラウド・スマート	19
-----------	----

クラウド・スマート 用語解説	20
----------------	----

4 検討の優先度 <i>Priority</i> 評価 と 解説	21
----------------------------------	----

検討の優先度 <i>Priority</i>	22
------------------------	----

5 クラウド利活用に関わる動き	23
-----------------	----

クラウド利活用に関わる国の動き ▶ 本県の対応(注視すべき事項)	24
----------------------------------	----

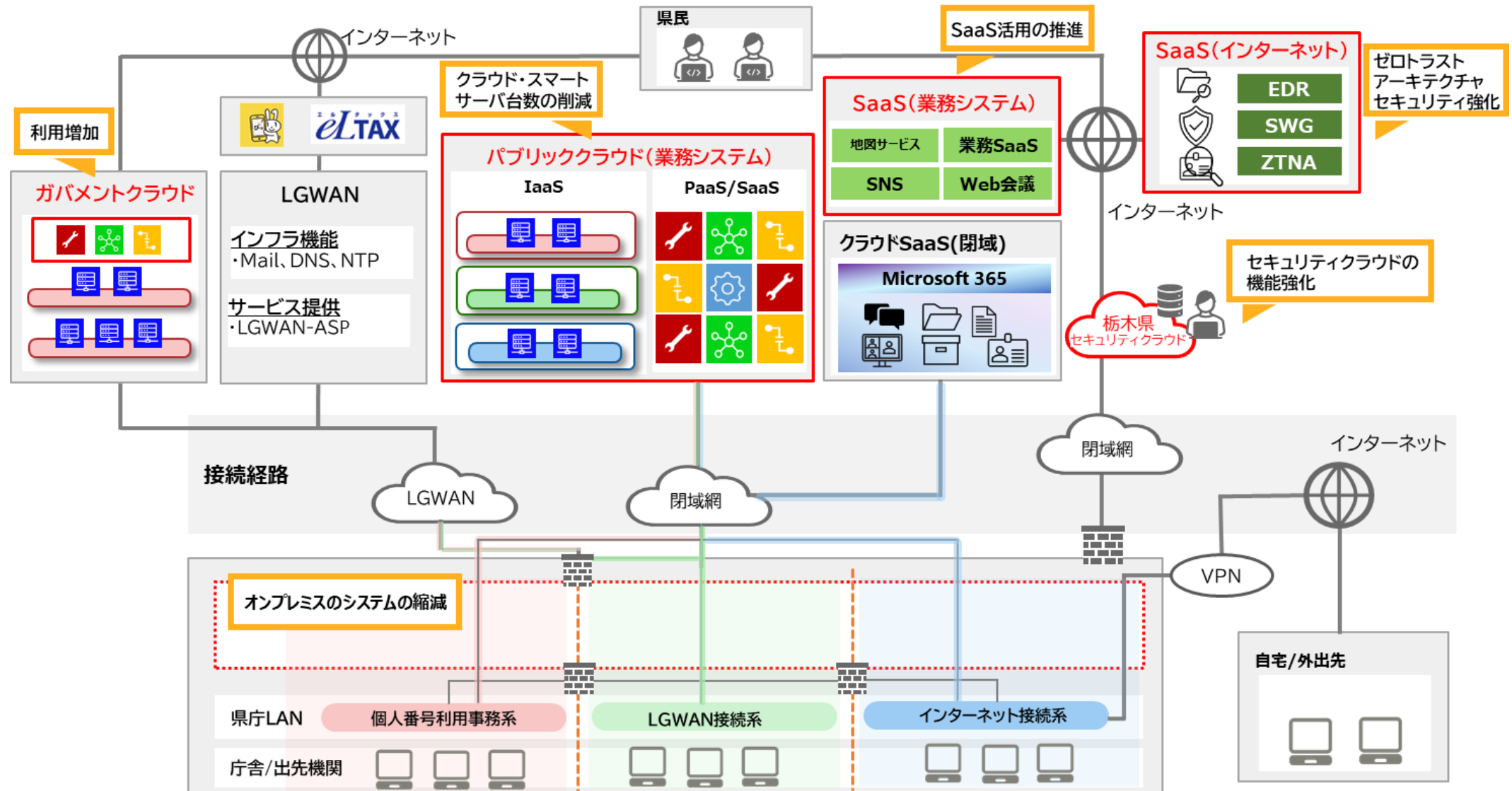
ゼロトラストアーキテクチャの採用に向けて	25
----------------------	----

参考	26
----	----

・ 目次項目をクリックすると、該当ページを表示します。

・ 各ページの右上部をクリックすると、目次に戻ります。

クラウド利活用の近未来予想図



注) クラウド利活用が進んだ場合のイメージです。このとおりのネットワーク、システム等構成を採用することが決定しているものではありません。

注) Microsoft 365は、Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。資料中のアイコンは、栃木県が契約するMicrosoft 365ライセンスに基づき使用しています。

1 方針の全体像

～ 真髓・理念・基本方針・検討の優先度 ～

常に目的志向で考え、行政サービスにおける新たな価値を創造する。

“何を実現したいのか？” “クラウドサービスの利用は、それを実現するための最適な手段であるか？”

BPR

「業務の目的」を再確認し、その目的を達成するための最高の業務プロセス(業務のあるべき姿)を考える。

栃木県庁BPR実施マニュアル 令和5(2023)年3月 を参照

利用判断の軸

業務の目的、業務のあるべき姿の達成のために最適な手段が、クラウドサービスの利用であること。

クラウドサービスのメリットを生かした、新たな価値の創造につながるイメージが描けること。

継続的な見直し

クラウドサービスの利用を開始した後も、当初の目的を達成できているかを随時確認し、見直す。

当初の目的を達成できていない場合、クラウドの価値(メリット)を十分に享受することができていない場合は、利用の中止を含め、クラウドの活用方法を見直す。

1 所有から利用へ

オンプレミス型システムの所有を減らし、クラウドコンピューティングを利用する。

2 作るから使うへ

県が自らシステムやアプリケーションを作ることを減らし、提供されるサービスを使う。

3 もっとセキュアに

クラウドサービスのセキュリティ機能を活用し、よりセキュア(安全)なシステムにする。

クラウドサービスを理解し、ルールに基づき、セキュア(安全)に利用する。

1 セレクト・クラウド *慎重に検討して選択する*

業務システムの開発(構築)・更改に際し、クラウドサービスの利用も候補とし、最適な形態を慎重に検討し、選択する。

2 SaaS・ファースト *第一選択肢はSaaS*

幅広く、優先的に、SaaSの利用を検討する。

3 クラウド・スマート *クラウドを活用する*

クラウドサービスを適切(スマート)に利用し、クラウドの価値(メリット)を享受する。

1st SaaSの利用

業務に適したSaaSの有無を調査し、導入を検討する。

2nd 共同利用型基盤の利用

業務システムの構築を検討する際は、共同利用型基盤の利用を検討する。

3rd 業務システム毎のクラウド利用

クラウド・スマートなシステム構築・運用を目指す。

2 クラウド利活用の前提

～ 職員が持つべき共通理解 ～

クラウドの価値(メリット)

▶ 本県における価値(メリット)

1 効率性の向上

- ・ リソースを共有する規模の経済により、費用負担が軽減される。▶ システム経費の減
- ・ 多様な基本機能があらかじめ提供されているため、構築・導入が素早く行える。▶ 導入時間短縮、工数削減、事務負担の軽減

2 セキュリティ水準の向上

クラウドサービスで提供される最新のセキュリティ技術により、高水準のセキュリティ対策を効率的に、低コストで実現可能。

- ▶ セキュリティ水準の向上、セキュリティ対策のコスト(工数、業務負荷とそれらの経費)削減

3 柔軟性の向上 (拡張性の高さ)

リソースの追加、変更等が容易。必要なときに短時間でリソースを増/減(スケールアウト/イン)できる。リソース量に応じた経費負担。

- ▶ オンプレミスに比べ拡張性が高い、オンプレミスで負担している余剰・遊休リソース分の経費の減
- ▶ 数ヶ月の試行運用や短期間の業務利用に適し、突発的な業務需要にも速やかに対応可能。

4 可用性の向上

柔軟に構成を変更することができるため、個々の物理的な障害等がもたらす悪影響を極小化し、全体の可用性を向上させることができる。

- ▶ システムの安定稼働、障害対応の極小化

5 システム運用管理の効率化

- ・ 物理機器からの解放により、物理管理にかかるコストが削減できる。▶ 作業への立会いや調整事務の減、物理機器の運用・更新経費の減
- ・ 提供される機能の活用により、監視や設定作業等を効率的・効果的に行うことができる。▶ 監視作業の効率化、業務影響の防止・縮小

クラウドコンピューティングの実装モデル

実装モデル	利用・提供	所有・管理・運用	存在場所
プライベートクラウド 例) R6年度現在の共同利用型基盤	複数のクラウドサービス利用者から成る単一組織の専用利用のために提供される。	その組織、第三者、もしくはそれらの組み合わせにより行われる。	その組織の施設内または外部
コミュニティクラウド 例) 複数の自治体で共同利用	共通の関心事を持つ、複数の組織から成る特定の利用者の共同体の専用使用のために提供される。	共同体内の1つまたは複数の組織、第三者、もしくはそれらの組み合わせにより行われる。	その組織の施設内または外部
パブリッククラウド 例) Amazon Web Services Google Cloud Microsoft Azure Oracle Cloud Infrastructure	広く一般の自由な利用のために提供される。	企業組織、学術機関、または政府機関、もしくはそれらの組み合わせにより行われる。	そのクラウドプロバイダの施設内
ハイブリットクラウド	2つ以上の異なるクラウドサービス実装モデル(プライベート、コミュニティ又はパブリック)の組み合わせ。		

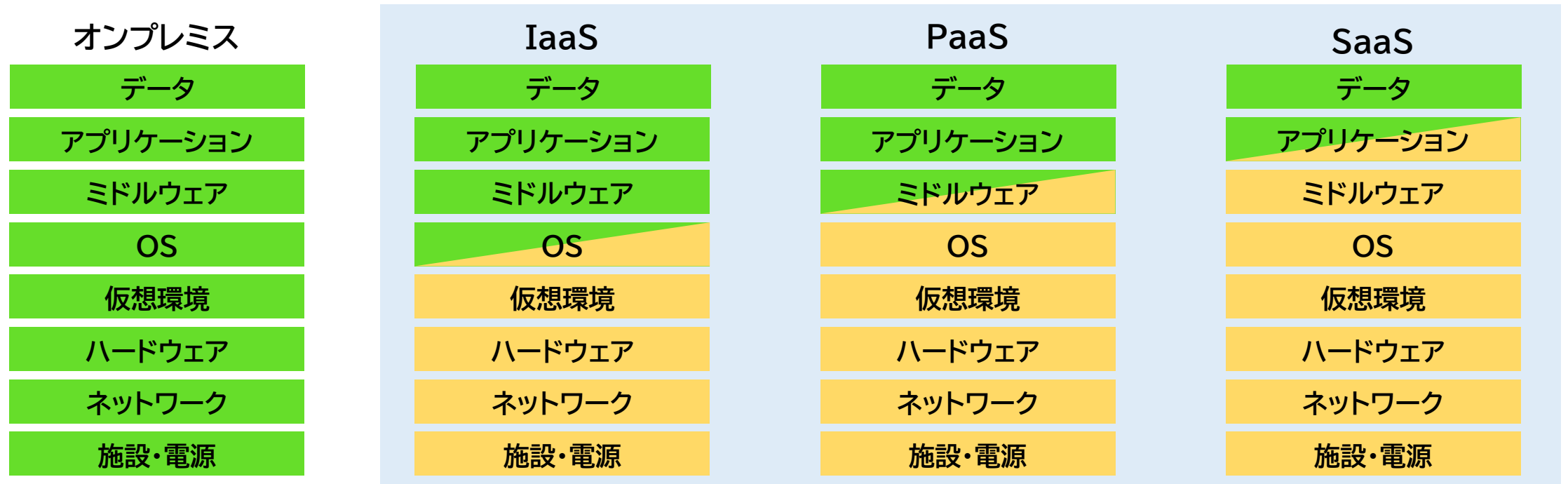
クラウドのサービスモデル

モデル	説明	利用シーン
SaaS サース (Software as a Service)	特定の業務系のアプリケーション、コミュニケーション等の機能がサービスとして提供されるもの。	【利用】 ユーザーとして、アプリケーション(ツール)を利用する。
	運用管理系の機能、開発系の機能等がサービスとして提供されるもの。	【構築・運用】 サービスとして提供される機能等を組み合わせてシステムを構築・運用する。
PaaS パース (Platform as a Service)	IaaS のサービスに加えて、OS、基本的機能、開発環境や運用管理環境等もサービスとして提供されるもの。	【構築・運用】 サービスとして提供される機能等を組み合わせてシステムを構築・運用する。
IaaS イアース/アイアース (Infrastructure as a Service)	利用者に、CPU 機能、ストレージ、ネットワークその他の基礎的な情報システムの構築に係るリソースが提供されるもの。	【構築・運用】 リソース上にシステム(OSや任意機能)を構築・運用する。

責任共有モデル

クラウドサービス事業者とクラウドサービス利用者(県)が協力して、クラウドサービスに対する責任を共有するという考え方。
一般的な管理・責任範囲の考え方(下図)を理解した上で、クラウドサービスの内容やクラウドサービス利用条件・環境ごとに、
両方で責任範囲と内容について合意することが重要。

クラウド上のデータをどう扱うか・どう守るかは、利用者(県)の責任！



利用者(県)の管理・責任範囲



クラウド事業者の管理・責任範囲

栃木県共同利用型基盤 = プライベートクラウド(IaaS)

概要

本県では、R6年度現在、栃木県共同利用型基盤(=プライベートクラウド(IaaS))をオンプレミス(庁内物理サーバ)で構築・運用し、庁内全体のインフラコスト及びリソースの最適化を図っている。

共同利用型基盤を利用する業務システム(システム主管課)は、以下の環境のもと、物理サーバを持たずにシステムを構築・運用することができる。

- ・ 仮想化ソフトウェアを用いることで、サーバ、ネットワーク、ストレージといったシステムリソースを庁内各所属が共同で利用可能。
- ・ 業務システムの必要性に応じた適切な規模のリソースが利用可能。
- ・ 柔軟な拡張性により、リソースの再配分(増設・削除)が可能。
- ・ システム開発やテストの実施のための、一時的・短期的な利用も可能。

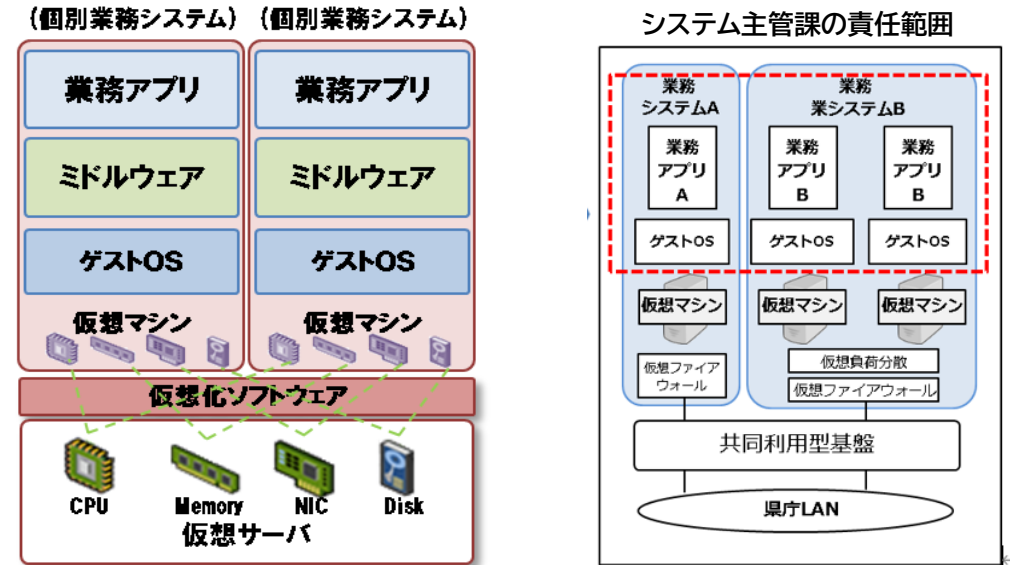
経過(予定)

第1期 H28(2016).11~R4(2022).10

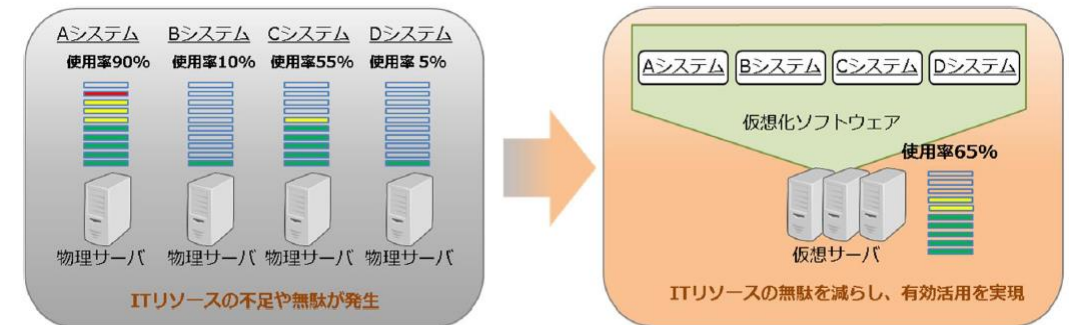
第2期 R4(2022).11~R9(2027).10 ※ 現在運用中

第3期 R9(2027).11~ ※ ガバメントクラウド又はパブリッククラウドの利用も候補としてシステム形態を検討。

栃木県共同利用型基盤のイメージ



庁内全体のリソースの最適化イメージ



3 基本方針 *Basic Policy* 考え方 と 留意点

1 セレクト・クラウド *慎重に検討して選択する*

システムの開発(構築)・更改に際し、クラウドサービスの利用も候補とし、最適な形態を慎重に検討し、選択する。

2 SaaS・ファースト *第一選択肢はSaaS*

幅広く、優先的に、SaaSの利用を検討する。

3 クラウド・スマート *クラウドを活用する*

クラウドサービスを適切(スマート)に利用し、価値(メリット)を享受する。

セレクト・クラウド

業務システムの開発(構築)・更改に際し、
クラウドサービスの利用も候補とし、
最適な形態を慎重に検討し、選択する。

考え方

- 業務システムの開発(構築)・更改に際し、オンプレミスのみではなく、クラウドサービスの利用も候補として検討する。
- 検討に当たっては、SaaS・ファースト、クラウド・スマートを併せて考慮する。
- 業務内容や環境により、クラウドサービスの利用が適さない場合もあるため、オンプレミスの構成を検討することも必要。

留意点

- 業務システムの開発(構築)・更改の検討に先立ち、BPR(業務改革・業務プロセスの見直し)に取り組むことが重要。
- 業務システムの更改の検討に当たっては、システムの廃止・統合も検討する。(特に小規模・並立した類似システム)
- オンプレミスとクラウドサービスの間のコスト(費用)比較は、同水準の要件を基に、総保有(所有)コスト(システムに関連する全ての費用)を対象として行い、クラウド・スマートな利用、セキュリティや可用性の水準等の可変条件を加味する。

SaaS・ファースト

幅広く、優先的に、SaaSの利用を検討する。

考え方

- ・ 開発(構築)にかかるコスト(工数、負荷とそれらの経費等)を削減する観点から、幅広く、優先的に、SaaSの利用を検討する。
- ・ まずは、システムを開発(構築)せずに、業務用アプリケーションを利用できるサービスの利用を検討する。
- ・ システムを開発(構築)する場合においても、特定機能をSaaSに依存する構成を検討する。

留意点

- ・ 利用目的に適しているか、開発量削減に貢献するか、セキュリティ対策は十分か、費用対効果は十分に得られるか等を慎重に検討する。
- ・ アカウント数に対して課金されるSaaSは、利用アカウント数の増大に応じて経費が増大するため、導入時において利用推移を慎重に見積り、運用開始後はサービスの利用状況を監視して、アカウント数の規模と適正な割当に注意を払う。
- ・ 国・地方共通SaaSの利用を推進する動き※があることから、その動向を注視し、本県の有効利用に資する効果的なSaaSの開発に向けた参画や、提供される共通SaaSの利用を検討する。

※「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定）

クラウド・スマート

クラウドサービスを適切(スマート)に利用し、価値(メリット)を享受する。

考え方

次の①～③を始めとしたクラウドサービスの活用術により、コスト(クラウド利用料、ソフトウェアライセンス料、運用保守費用等の経費のほか、開発(構築)・検証にかかる工数、負荷とその経費等)の削減及びセキュリティ水準の向上を目指す。

- ① マネージドサービスの活用によるコスト削減とセキュリティ向上
- ② IaC (Infrastructure as Code)とテンプレートによる環境構築の自動化によるコスト削減
- ③ クラウドネイティブ、モダンアプリケーションによる最適化とコスト削減

留意点

- ・ クラウド・スマートを目指さない利用は、過大なコストが生じる可能性があることを理解し、注意する。
- ・ どのように開発(構築)・運用すれば、クラウドサービスの利用目的を達成できるか、利用価値を高められるかを考える。
- ・ 十分に価値(メリット)を享受することができていない場合は、利用方法を見直す、又は利用を止める。
- ・ 上記について、開発(構築)・運用事業者とも認識を共有し、目的達成に向けてクラウドの価値(メリット)を享受する。

クラウド・スマート 用語解説

用語	説明*1
マネージドサービス	利用者が機器やソフトウェア等を購入しなくても必要な機能をサービスとして利用できるもの。
IaC (Infrastructure as Code)	サーバやネットワーク等のインフラ構成をコードで記述することにより、環境の構築や管理を自動化すること。
クラウドネイティブ	各種クラウド環境において、スケーラブルなアプリケーションを構築及び実行するための能力。 アプローチの代表例に、コンテナ、サービスメッシュ、マイクロサービス、イミュータブルインフラストラクチャ及び宣言型APIがある。 これらの手法により、回復性、管理力及び可観測性のある疎結合システムが実現する。*2
モダンアプリケーション	モダン技術(市場に一定程度普及している新しい技術)によって構築されているアプリケーションのこと。マイクロサービスアーキテクチャ、API、クラウドネイティブ、マネージドサービスによる構成等が特徴。
マイクロサービス (マイクロサービスアーキテクチャ)	アプリケーションを、モノリシックと呼ばれる一枚岩ではなく、独立性の高いサービスの組合せによって構成する考え方のこと。

出典：*1(*2を除く。)「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」 2023 年(令和5年)9月29 日 (抜粋・一部改変)

*2 「CNCF Cloud Native Definition v1.1」 <https://github.com/cncf/toc/blob/main/DEFINITION.md> #日本語版 (抜粋・一部改変)

注) クラウド・スマートの「考え方」に使用した用語の説明ですが、「はじめに」に記載したとおり、技術的な内容について、具体の理解を職員に求めるものではありません。
「考え方」「留意点」について、開発(構築)・運用事業者とも認識を共有し、目的達成に向けてクラウドの価値(メリット)を享受するための開発(構築)・運用を行うことを想定しています。

4 検討の優先度 *Priority* 評価 と 解説

1st SaaSの利用

業務に適したSaaSの有無を調査し、導入を検討する。

2nd 共同利用型基盤の利用

業務システムの構築を検討する際は、共同利用型基盤の利用を検討する。

3rd 業務システム毎のクラウド利用

クラウド・スマートなシステム構築・運用を目指す。

検討の優先度 *Priority*

1st SaaSの利用

システム開発(構築)を行わないことから、2nd、3rdと比べて開発(構築)・運用保守に係る業務負荷・投資経費の大幅な低減が見込める。利用業務に適したセキュリティ、可用性等が確保されたサービスを選定することができる。

2nd 共同利用型基盤の利用

特に、開発(構築)にかかる工数・業務負荷とそれらの経費において 1st SaaSの利用に劣る。
3rd 業務システム毎のクラウド利用 との比較においては、下表のとおり、全庁業務システムの最適化の観点※で、優位性がある。共同利用型基盤の環境が、プライベートクラウド(オンプレミス)又はパブリッククラウドのいずれであっても同様に優位性がある。

3rd 業務システム毎のクラウド利用

クラウド・スマートなシステム構築・運用を目指し、ガバナンス統制を意識した設計・運用と、高度なセキュリティ対策を行うことが重要。

	選択肢	コスト（経費）	セキュリティ	拡張性	運用保守性	可用性	機能拡張性
2 _{nd}	共同利用型基盤の利用	○	○	○	○	○	○/△
3 _{rd}	業務システム毎のクラウド利用	×	△	○	△	－	○

▼
・ サービス利用の
スケールメリット
・ 集約化によるリ
ソース適正化

▼
統一的な設計で、
効率的かつガバナ
ンス統制を効かせ
た“高度なセキュ
リティ対策”

▼
集約化による運用
保守業務の効率化
(総体的な作業工
数・運用要員の減)

▼
システム構成によ
り異なる

▼
パブリッククラウド
においては機能拡
張性のメリットが
ある

※ 業務システムを個別に比較した場合、システムの規模や、セキュリティ対策、運用保守等に求めるレベル等に応じて、評価は異なる。

5 クラウド利活用に関わる動き

クラウド利活用に関わる国の動き ▶ 本県の対応(注視すべき事項)

Ⅰ 国・地方共通SaaS利用推進の動き

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」(R6.6.18デジタル行財政改革会議決定)で、国・地方共通SaaS利用の推進が掲げられた。R6年度に共通化すべき業務・システムの対象候補が絞り込まれたほか、「令和7年の地方分権改革に関する提案募集」において「デジタル化(業務・システムの共通化を求めるもの)」が重点募集テーマの1つとされている。(R7.1末現在)

▼ 共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ(利用者起点)に即しているか
 - ② 効果の見込みがあるか
 - ③ 実現可能性があるか
- ▶ 各所属において、デジタル庁及び主務省庁の動きを注視し、所管業務が共通SaaSの候補となった場合は、本県の有効利用に資する効果的なSaaSの開発に向けた参画を行い、共通SaaSが提供された場合は、その利用を検討する。

Ⅱ デジタルマーケットプレイス(DMP)

優れたソフトウェア(SaaS)等を国・地方公共団体が迅速・簡易に調達する仕組みとして、デジタル庁が構築するカタログサイトを利用した新しいソフトウェア調達手法。

▼ 国が想定する契約イメージ

デジタル庁と基本契約を締結した事業者がカタログサイトにデジタルサービスを登録し、各行政機関はサイトから最適なサービスを選択し、個別契約を行う。

▼ 稼働予定

国が、国・地方公共団体の会計制度を踏まえ、セキュリティに配慮した調達プロセスを設計し、R6年度内に行政機関の利用(利用者登録・調達)を開始する。

- ▶ 国が示す利用条件等を踏まえ、本県における利用の適否、方法等を検討する。

Ⅲ ガバメントクラウドの利用に関する検討の努力義務化

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正(R7.1.8公布。R7.3.8施行。)により、クラウドサービスを適切かつ効果的に活用した公共情報システム(国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システム)の整備及び運用の推進のため、国の行政機関等以外の行政機関等(地方公共団体や独立行政法人等)においては、ガバメントクラウドの利用を検討する努力義務を負うこととなった。

- ▶ 各所属において、業務システムの整備を行おうとするときは、ガバメントクラウドの利用に関する検討及びその結果に基づくシステムの整備に係る取組を行うように努める。

Ⅳ 国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオ

国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会報告書(令和6年5月 国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会)において、2030年頃の国・地方ネットワークの将来像が示された。

▼ 将来像

- ① 仮想化技術の活用と基盤の共用化(国・地方のネットワーク基盤共用)
- ② ゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入
- ③ 人材育成のための環境整備

- ▶ 国が今後示す考え方や工程表、実施することとしている実証等の状況を踏まえ、本県の対応を検討する。
- ▶ 本県環境におけるゼロトラストアーキテクチャの採用に向けた検討を行う。

ゼロトラストアーキテクチャの採用に向けて

高水準のセキュリティの確保と利便性の向上(クラウドサービスの利活用幅の拡大等)を実現するため、ゼロトラストアーキテクチャの採用に向けた具体的な検討を進めていく。

ゼロトラストアーキテクチャ | 組織の外部/内部を問わず脅威が存在するという考えに立ち、「何も信頼しないで常に検証する」ことを前提としたネットワークやシステムの構成。

1 環境の変化とゼロトラストの必要性

環境変化

- ① クラウドサービス利用の広がり(協働の推進、業務効率化) ▶ 県職員以外の者とのクラウド環境の共有、情報資産の庁外保存
- ② サイバー攻撃の増加(VPN機器等の脆弱性の悪用やインターネット上のサービスへの不正アクセス等の増加)

必要性

- ① 庁外(クラウドサービス上等)に保存される情報資産を守る対策の必要性
- ② サイバー攻撃、境界を越えた侵入(インターネット等庁外から庁内環境への侵入)を前提とした対策の必要性

2 現実的な構成の検討(現在の境界型防御(三層の対策を含む。))との棲み分け又は共存)

今後具体化されると見込まれる、地方公共団体がとるべきゼロトラストアーキテクチャの考え方の国の整理も踏まえ、現在の境界型防御(三層の対策を含む。)を見直し、本県が採用するべきゼロトラストアーキテクチャ及び実装機能の検討を行う。

- | | |
|-----------------------------|---|
| □ 確実な「認証」・「認可」、「最小特権の原則」 | ▶ 例 動的なアクセス制御 ✓IDaaS(SSO/MFA) .etc |
| □ エンドポイントセキュリティ(デバイスの管理・統制) | ▶ 例 一括管理・統制 ✓EMM(MDM / MAM / MCM) ✓EDR .etc |
| □ 動的監視(ログ分析) | ▶ 例 情報資産の保護、原因分析 ✓DLP ✓SIEM .etc |
| □ 全ての通信を保護するネットワークセキュリティ | ▶ 例 県庁ゲートウェイとローカルブレイクアウトの見直し(セキュリティクラウドを含む。)閉域網/VPNを必要とする通信要件の整理
✓CASB ✓SWG ✓ZTNA .etc |

法律

- ・ デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)
- ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和三年法律第四十号)
- ・ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)
- ・ 官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)

計画等

- ・ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 2024年(令和6年)6月21日 閣議決定
- ・ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」 2024年6月18日 デジタル行財政改革会議決定（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」第6）
- ・ 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第 3.0 版】」 2024 年(令和6年)4月24日 総務省
- ・ 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」 2023 年(令和5年)9月29日 デジタル社会推進会議幹事会決定
- ・ 「国・地方のネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会報告書」令和6年5月 国・地方のネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会

ガイドライン等

- ・ 「クラウドを利用したシステム運用に関するガイダンス(詳細版)」 令和4年4月5日 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター重要インフラグループ
- ・ 「クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」 2022年10月 総務省
- ・ 「クラウドの設定ミス対策ガイドブック」 2024. 4 総務省
- ・ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和6年10月版) 総務省
- ・ 「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン」 令和6年3月29日 総務省